

## 確定拠出年金法のポイント（１）－制度の概要

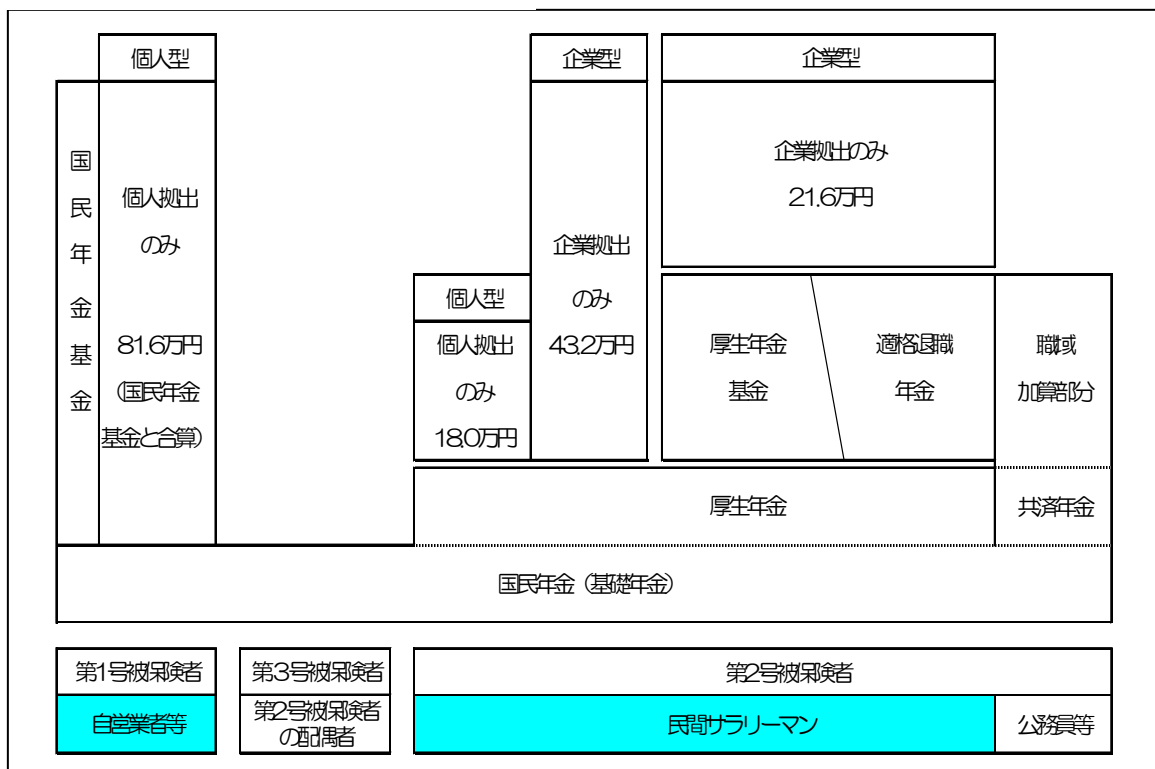
さる3月、確定拠出年金法案が国会に提出された。成立は次期国会にずれ込む可能性があるものの、2001年1月からの施行に向け、当局、金融機関、企業のそれぞれが導入準備に動き出している。以下、法案の内容を紹介しつつ、導入にあたってのポイントを考えてみたい。

法案によると、確定拠出年金には、企業型と個人型の二つができる。企業型に加入できるのは、民間サラリーマン（国民年金の2号被保険者）であり、個人型に加入できるのは自営業者（国民年金の1号被保険者）及び企業年金（厚生年金基金、適格退職年金及び企業型確定拠出年金）に加入していない民間サラリーマンである。ただし、自営業者の場合には国民年金保険料を滞納していないことが要件になる。なお、昨年7月の四省案で検討されていた主婦（国民年金の3号被保険者）及び公務員は加入者から除外された（図1参照）。

企業型は、事業主が事業所ごとに従業員（従業員の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合）の同意を得て確定拠出年金規約を結び、それが確定拠出年金の要件を満たしている旨を、厚生労働大臣が承認して設立される。

企業型を実施する事業所の従業員は、原則として全員が加入者になる。ただし、事業所の中で、職種ごとに加入資格を定めることもできる。確定拠出年金以外の企業年金や退職金制度などが適用される範囲などからみて、一部の従業員を不当に差別することは認められない。

図1 確定拠出年金の適用範囲(青色部分)



規約にもとづき、企業は資産管理機関が設けた加入者の勘定に掛け金を拠出する。資産管理機関とは、拠出された資産を企業から分離して管理するもので、それになることができるのは、信託会社（信託銀行）、保険会社、農業協同組合、厚生年金基金である。実際の拠出額は、定額または給与に一定の率を乗じる方法、その他これに類する方法で算定される。

加入者は自分の勘定にある積立金の運用方法を、帳簿・記録を管理する運営管理機関とよばれる機関に指図する。この運営管理機関は、①各個人勘定の記録、②運用商品の選定・入れ替え、及び情報提供を行う業者でもある。厚生労働大臣に登録すれば、参入は自由であるものの、実際には金融機関がこの業務を営むことが多いだろう。また、企業本体も運営管理機関の業務の全部または一部を行うことができる。

実際の規約では、運用商品を「甲銀行のA」とはっきり指定している例と、「インデックス型国内株投信」と抽象的に決めている例がありうる。後者の場合には、運営管理機関が「専門的知見に基づいて」具体的商品を用意し、加入者はその中から選定する。法律上は運用の方法が三つ以上提示され、その内の一つは元本が確保される方法でなくてはならない。

給付は老齢、障害、死亡の三つを理由として支払われる。給付形態は年金、一時金のどちらでもよい。この内、老齢給付金は加入員が60才に達すれば受け取ることができる。ただし、離職中の期間や個人型の加入期間を含めて、企業型あるいは個人型に最初に加入してから原則として10年以上たっていることが必要である。また、遅くとも70才までに受け取りを開始しなくてはならない。

他方、個人型では国民年金基金連合会が規約を作り、厚生労働大臣の承認を得る。加入資格のある人は直接、国民年金基金連合会に申請して加入できる。拠出は、企業が給与から天引きする他、従業員個人が国民年金基金連合会に直接支払うこともできる。積立金の運用や給付の支払い方法は企業型と概ね同じである。

また、資産管理機関の業務は国民年金基金連合会が行う。これは基礎年金番号などにより、国民年金保険料の納付状況を確認するためであるので、実際の資産管理や加入の受け付けは業者に再委託できる。また、個人型の運営管理機関には郵便局も加わっている。

なお、企業型、個人型を問わず、確定拠出年金に加入していた者が転職した際には、積立資産を移換できる。すなわち、転職先に確定拠出年金があればその制度に、確定拠出年金がなければ、国民年金基金連合会の個人型に資産を移す。その上で、移換した積立金を確定拠出年金の資産として運用できる。また、離職や3号被保険者になるなど、加入資格を失った場合には、加入期間が3年以内であれば脱退一時金を受け取ることができる。

以上が法案の概要である。米国の401kプランでは、従業員自らがライフプランにもとづいて加入の有無や拠出額を決めている。これに対し、わが国の確定拠出年金では、一律加入、一律拠出を原則とする企業型が中心となりそうである。そこには、従来の退職金制度での負担に耐えられなくなった企業の、確定拠出年金により負担軽減を図りたいという狙いがある。